

議案第 2 2 0 号

川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例の制定について

川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例を次のとおり制定する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法(平成 1 5 年法律第 7 7 号。以下「法」という。)第 1 7 条第 3 項及び第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第 3 条 雨水貯留浸透施設の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量(容量のない雨水貯留浸透施設にあっては、規模)及び構造の概要

- (4) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先
- (6) 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、法第18条第1項の規定に基づき、あらかじめ、市長の許可を要すること。

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第4条 保全調整池の標識には、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (4) 標識の設置者及びその連絡先
- (5) 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は、法第25条第1項の規定に基づき、あらかじめ、市長に届出を要すること。

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

特定都市河川浸水被害対策法第17条第3項及び第24条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置について必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。